News Release



平成28年10月6日

福岡市周辺エリアのタクシー運賃の改定審査を開始します

九州運輸局は、福岡交通圏(福岡市とその周辺)における法人タクシー事業者の保有する車両数の70%を超える事業者から運賃変更要請があったことを受け、運賃改定の必要性を検討しておりましたが、検討の結果、福岡交通圏の運賃改定審査を開始することとしました。

1. 対象地域

福岡市・大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・古賀市・糸島市・筑紫郡・糟屋郡

2. 運賃変更要請状況

- (1)要請の期間 平成28年3月18日~同年6月17日(3ヶ月)
- (2) 要請事業者数 99者(対象地域の法人事業者数 105者)
- (3) 要請事業者の車両数 4,339両(対象地域の総車両数 4,644両)
- (4) 要請率 93.43%

3. 運賃変更要請の概要

- (1) 現在の中型車・小型車を普通車に統合
- (2) 普通車の運賃(現在の小型車の運賃)

初乗距離 1. 6キロ(同じ) 初乗運賃690~720円(670円)

運輸と観光で九州の元気を創ります

くお問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部 旅客第二課

担当:関口

電 話092-472-2527

FAX092-472-3616

